

武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月24日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市立学校設置条例の一部を改正する条例

武蔵野市立学校設置条例（昭和39年3月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明																
別表（第3条関係） 1 小学校 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">武蔵野市立第一小学校から 同 千川小学校まで (略)</td></tr><tr><td>同 井之頭小学校</td><td><u>同 吉祥寺本町3丁目27番19号</u></td></tr><tr><td colspan="2">同 関前南小学校及び 同 桜野小学校 (略)</td></tr></table> 2 (略)	名称	位置	武蔵野市立第一小学校から 同 千川小学校まで (略)		同 井之頭小学校	<u>同 吉祥寺本町3丁目27番19号</u>	同 関前南小学校及び 同 桜野小学校 (略)		別表（第3条関係） 1 小学校 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">武蔵野市立第一小学校から 同 千川小学校まで (略)</td></tr><tr><td>同 井之頭小学校</td><td><u>同 中町3丁目9番5号</u></td></tr><tr><td colspan="2">同 関前南小学校及び 同 桜野小学校 (略)</td></tr></table> 2 (略)	名称	位置	武蔵野市立第一小学校から 同 千川小学校まで (略)		同 井之頭小学校	<u>同 中町3丁目9番5号</u>	同 関前南小学校及び 同 桜野小学校 (略)		字句の改正
名称	位置																	
武蔵野市立第一小学校から 同 千川小学校まで (略)																		
同 井之頭小学校	<u>同 吉祥寺本町3丁目27番19号</u>																	
同 関前南小学校及び 同 桜野小学校 (略)																		
名称	位置																	
武蔵野市立第一小学校から 同 千川小学校まで (略)																		
同 井之頭小学校	<u>同 中町3丁目9番5号</u>																	
同 関前南小学校及び 同 桜野小学校 (略)																		

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市立井之頭小学校の改築工事による移転に伴い、所要の改正をするものである。